

学 則

1 研修の目的

＜重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・重度訪問介護授業者養成研修追加課程・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程＞

障がい者の社会生活をサポートする者としての養成をはかり、障がい者の自立と社会参加の一助とする。

2 研修の名称

重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・重度訪問介護授業者養成研修追加課程・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程

3 研修の要旨

研 修 課 程	事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	札幌市	昼間～夜間	2月	1日間 (実習は別日になる場合有)	30	11,500	看護師・介護福祉士・ホームヘルパー2・1級課程 修了者
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	札幌市	昼間～夜間	2月	1日間 (実習は別日になる場合有)	30	11,500	看護師・介護福祉士・ホームヘルパー2・1級課程 修了者
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	札幌市	昼間～夜間	2月	3日間	30	25,000	一般
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	札幌市	通信①	2月	2週間	30	14,300	一般
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程	札幌市	通信②	2月	2週間	30	14,300	一般

※1 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程（昼間～夜間）は研修の免除があり、該当者は研修期間2日間、受講料は22,000円とする。研修の免除は別紙2のとおりとする。

※2 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程（通信①・通信②）は研修の免除があり、該当者は研修期間1日間、受講料は13,200円とする。研修の免除は別紙2のとおりとする。

4 受講手続

(1) 募集時期

開講日の3ヶ月前から募集し、7日前に締め切る。

(2) 受講料納入方法

申込後、指定の期日までに金融機関に振り込むこと。

なお、研修開始までに受講料が振り込まれないときは、受講を断る場合がある。

(3) 受講料返還方法

受講前については、当所の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。

研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

(4) 本人確認

受講申込時または初回の講義時に行う。

方法については、運転免許証、健康保険証等の公的証明書により研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存する。

5 研修内容及び時間数

別紙1の通りとする。

6 研修の免除

免除科目は、別紙2の通りとする。

7 主要テキスト

ガイドヘルパー研修テキスト（全身性障害編）中央法規出版

重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・追加課程 重度訪問介護のしおり

8 修了認定

＜重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・重度訪問介護授業者養成研修追加課程・全身性障害者移動介護従業者養成研修課程（昼間～夜間・通信①・通信②）＞

(1) 出欠の確認方法

各教科の開始前に出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法

面接授業は、担当講師が科目ごとに評価をする。必要に応じて補講等を行う。

通信課題は、60点以上（100点満点）を合格とする。不合格の場合は、修業年限内の再提出を要する。

(3) 修了の認定方法

面接授業のすべてに出席し、各科目の担当講師の評価により修了認定できる者に認定を行う。

通信課程の場合は、上記のほかに通信課題を添削し、60%以上の正解がある者を修了認定する。

(4) 修了証明書

修了が認定された者に別紙3の修了証明書を交付する。

(5) 欠席した場合の取扱い

原則、遅刻・早退・欠席等が発生した場合、講習修了の認定は行わない。

但し、やむを得ない事情と判断した場合は、受講生と当学園との協議のうえ、次回以降開講の講習会（受講生が最初に参加した講習会の初日から1年以内に修了できる場合に限る）で補講、もしくは講義科目であれば、通信課題の提出により授業の不足分をすべて満たした時点で修了したものと判断する。

なお、通学での受講者がやむを得ない事情により欠席した際に、通信のコースで授業の不足分を受講する際は受講料の差額分を返金しない。

9 退学規定

(1) 受講者が退学しようとする時は、所定の退学届を提出すること。

(2) 受講者が当所の定める諸規定を守らず、または受講者の本分にもとる次の行為があった時には、退学を命ずることがある。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき

イ 学力劣悪で修了の見込みがないと認められるとき

ウ 正当な理由がなくして出席が常でないもの

エ 研修の秩序を乱しているもの

10 その他

この学則は令和6年3月1日から施行する。